
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 498 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識、及び信託への投資に対する予想信用損失による減損モデルの適用の再提案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 2 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識に関する意見）

2. 事務局による分析のとおり、日本基準における未収利息不計上の考え方は、元本と利息の区分を前提とする会計処理の体系に整合的に組み込まれているものとする。未収利息不計上が生じているという情報は、特に経済環境が不安定で金融システムの健全性が問われるような局面において、ステークホルダーにとって重要であるため、日本基準の考え方自体は現在も有用と考える。一方で、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）をベースとする基準体系全体の整合性を踏まえると、この取扱いを組み込むことは困難であるという事務局の分析も理解できる。そのため、本プロジェクトの目的に照らし、ステップ 2 を採用する金融機関における取扱いであることを前提に、未収利息を不計上とするオプションを設けないという事務局の提案に同意する。
3. 信用リスクが高まった貸付金に対して利息収益を認識することの有用性に関して疑問を感じるが、IFRS と現行の日本基準の考え方の違いにより折り合いを付けることが難しいことは理解できる。利息収益と予想信用損失が総額又は純額のいずれとして表示されるかに帰着する議論でもあり、国際的な整合性を確保するというステップ 2 の目的に照らした場合、異なる取扱いとすべきとする理屈はないと考えられることから、事務局の提案に同意する。
4. 国際的な比較可能性を考慮するという事務局の分析は理解できるが、事務局の提案は、旧金融検査マニュアル等の現行の金融監督上の考え方や税務上の取扱いとは異なる内容となっている。この点、引当の会計処理は、基準の細部が当局の指針により定められているケースが多いため、監督当局との連携をお願いしたい。また、既存の自己査定の手続き

の変更を伴うことから、企業への負担にも配慮する必要があると考える。

5. 日本基準における未収利息の不計上は将来回収できない利息を認識しないことを意味するが、IFRS 第9号におけるステージ3の金融資産に係る純額に実効金利を乗じて算出する利息は回収可能なキャッシュ・フローに関する現在価値の巻き戻しを意味する点で異なる。当該取扱いを国内基準に取り入れる際には、結論の背景などにおいて考え方を丁寧に説明する必要がある。
6. 購入又は組成した信用減損金融資産の取扱いについて、今回の事務局提案では取り扱われていないが、別途検討する必要があると考える。

(信託への投資に対する予想信用損失による減損モデルの適用の再提案に関する意見)

7. 信託受益権について、その内容は多岐にわたり性格付けが難しいことから、当面の間、現行の減損モデルを維持し、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項として取り扱うという事務局の再提案に賛成する。
8. 信託に係る難易度の高い議論に取り組むと過大なリソースを要する可能性があるため、予想信用損失モデルを適時に導入する観点から事務局の再提案に賛成する。
9. 事務局の再提案に賛成する。分類について現行の日本基準を維持する場合、予想信用損失モデルの対象範囲に関する問題が生じることは避けられないが、これに対処するために新たなルールを設けると、IFRSにはないものを設けることになり、会計基準の複雑性が増加するとともに将来的なIFRSの適用に資することにもならないと考えられる。一定の信託を対象から外したとしても、“too little, too late”問題への対応という観点からは、現行の減損モデルよりも望ましい方向に進んでいることを国際的に説明することができると考える。
10. 事務局の再提案に賛成する。ただし、再提案の内容は当面の対応であり、今後、分類及び測定に関する会計基準の開発において検討することについて、結論の背景等に記載することを検討して頂きたい。
11. 事務局資料第10項の内容は、現行の減損モデルには不備があり、すべての債券に対する予想信用損失モデルの適用を前提とした書き振りになっているが、本委員会で債券に対する予想信用損失モデルの適用を審議した際の議論では、国債等の市場価格のある債券に対してどこまで精緻に適用を求めるかなどの意見が示されたと認識しているため、慎重に検討頂きたい。

以 上